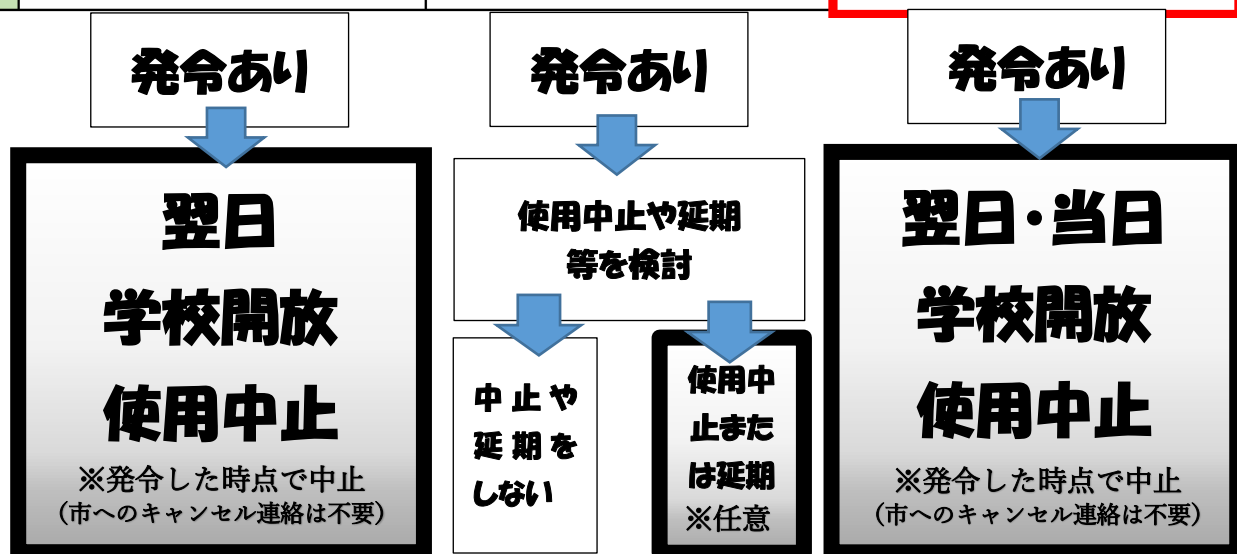


学校開放における熱中症特別警戒アラート及び 東京都独自の暑さ情報発令時の対応について

	熱中症特別警戒アラート	熱中症警戒アラート	東京暑さ情報
発表主体	環境省	環境省・気象庁	東京都
目的	重大な健康被害が生ずるおそれを発表	熱中症の危険性に対する「気づき」を促すもの	区市町村別に災害級の暑さを情報提供し対策を促すもの
発表基準	都内情報提供地点 11 か所全てにおける翌日の日最高暑さ指数 (WBGT) が 35 以上	都内情報提供地点 11 か所いずれかにおける翌日・当日の日最高暑さ指数 (WBGT) が 33 以上	都内の区市町村庁舎地点 62 か所いずれかにおける当日・翌日の日最高暑さ指数 (WBGT 近似値) が 35 以上
発表時期	前日 14 時	前日 17 時、当日 5 時	前日 16 時、当日 10 時
主な伝達方法	都道府県宛メール 気象庁気象情報システム 環境省ホームページ	気象庁気象情報システム 環境省ホームページ	区市町村宛メール 東京都ホームページ
R6 実績	発表なし	37 回	—



【使用する際の注意事項】

- ・当日の暑さ指数が35を超えた場合も、中止としてください。リアルタイムの暑さ指数は、環境省 HP で確認できます。(約3時間おきに実測値が公開されています)
- ・各団体で判断し、熱中症に十分注意して利用してください。
- ・こまめな休憩、水分・塩分補給や活動時間の短縮など、熱中症対策を積極的に心掛けてください。
- ・利用中における熱中症等の対応は各団体の責任で対応してください。
- ・**各種発令の有無は、各団体で活動前に必ずご確認ください。(市から個別連絡はいたしません。)**多摩市公式 LINE やメール配信サービス等の登録を活用いただきますようお願いいたします(裏面参考)。

- いずれも運用期間：毎年 4 月の第 4 水曜日～10 月の第 4 水曜日

● 熱中症特別警戒アラートは都内情報提供地点 11 か所全てにおける翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が 35 以上に対して、東京暑さ情報は都内の区市町村庁舎地点 62 か所いずれかにおける当日・翌日の日最高暑さ指数（WBGT 近似値）が 35 以上で発表されるため、東京都暑さ情報の方が発表される可能性が高いです。

●環境省ホームページ：熱中症予防情報サイト

◎熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）・熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）発表状況

◎無料の情報提供サービス（QR コード「お知らせ」からアクセス）

- ・熱中症警戒アラート等のメール配信サービス
- ・暑さ指数のメール配信サービス
- ・暑さ指数予測値等電子情報提供サービス
- ・LINE 公式アカウント「環境省」



●多摩市における暑さ指数が35以上になった場合のお知らせ

多摩市公式

ホームページ



多摩市公式

LINE



多摩市公式
メール配信
サービス



多摩市公式 X
(旧ツイッター)



【指導者の責任】

スポーツによる熱中症死亡事故は適切な予防措置を講ずれば防げるものです。事故が発生した場合、民事責任や刑事責任を、指導者等の個人または法人が問われることになります。一般的には民事責任（損害賠償責任）が問われますが、死亡など重大な結果となった場合は刑事責任も問われるケースがあります。

【事例】A 市の少年野球チームの総監督 B は、試合に負けた罰として C 君ら選手に投げ込みやダッシュなどを課した。C 君は練習開始 3 時間後に倒れ、翌日死亡。死因は熱中症。

民事責任について、B が過失を認めて謝罪、賠償金約 5,000 万円で和解。

刑事責任について、B は日没後の熱中症は予想できなかった、部員の判断で自由に給水が許されていた等の理由から不起訴処分。

スポーツ庁熱中症事故防止チラシ兼ポスター抜粋